竹の塚北保育園　重要事項説明書

このしおりは、これからの園生活に関わる重要なことが書かれています。在園中は大切に保管して下さい。尚、内容に変更がある場合は速やかに変更内容をお知らせ致します。

１　施設運営者

名　　称	社会福祉法人三樹会
所　在　地	さいたま市南区鹿手袋 4-17-22
電　話　番　号	０４８ - 829 - 7750
代　表　者　氏　名	理事長　細野　智樹

２　施設の目的及び運営の方針

施　設　の　目　的	児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児の保育事業を行う。
運　営　方　針	1.やさしく思いやりのある子 2.考える子 3.元気いっぱい遊べる子 の三原則を柱とし、個々の発達や年齢に応じた保育を行うよう心がけ、子どもたちの主体性・自主性を育てるため、異年齢児保育を取り入れ、健康で活動的な明るい子どもたちを育成します。そして、保護者が安心して子どもを預けることの出来る保育園、子どもが喜んで登園する保育園、保育者も楽しんで保育にあたれる保育園を目指します。

３　提供する保育の内容

●保育園の概要

名　　称	足立区立竹の塚北保育園
所　在　地	足立区竹の塚 6-18-2
電　話　番　号	03-3884-5900
開　設　年　月　日	昭和 44 年 10 月 1 日 （指定管理者として管理運営開始平成 28 年 4 月 1 日）
施　設　長　氏　名	鈴木　亜季
取扱う保育事業の種類	延長保育、産休明け保育（生後 57 日目から）、年末保育（12 月 29 日及び 30 日）、発達支援児保育、乳幼児すこやか相談
建　物　概　要	鉄筋コンクリート造 9 階建の 1 階保育所部分 建物　958.16 ㎡ 総面積　2169.33 ㎡

４　職員の職種、員数及び職務の内容

※年度により、員数に変更があります。

職　　種	員　数	職　　務　　の　　内　　容
施　設　長	１人	保育園の運営管理全般と、職員の指揮監督
主任保育士	１人	保育士間の業務調整、保育向上のための技術指導、指導計画・特別行事計画などの作成
副主任保育士	２人	主任保育士不在時の保育士間の業務調整、保育向上のための技術指導、指導計画・特別行事計画などの作成
保　育　士	15人	入園児の保育業務と連絡調整、遊具の安全点検、園内環境整備
看　護　師	１人	入園児の保健衛生業務、保育室の衛生管理、入園児および職員の健康管理業務、保育業務
事　　務	１人	保育園の運営管理に必要な事務処理、契約事項、経理事務及び園内諸業務
栄　養　士	２人	献立作成、アレルギー食品対策、食育、給食調理業務、給食室の安全・衛生管理、調理器具及び食器の整備保管管理
調　理　員	２人	給食調理業務、給食室の安全・衛生管理、炊具食器の整備保管
嘱　託　医	２人	入園児の健康診断、入園児ならびに職員の健康相談、園児の健康に関する助言指導（内科・歯科）

５　保育の提供を行う日及び時間・提供を行わない日

開　　所　　日		月曜日から土曜日まで
開園時間（月～金）	標準時間	７時30分から18時30分まで
		延長保育は　・７時00分から７時29分まで ・18時31分から20時00分まで
	短　時　間	８時30分から16時30分まで
		延長保育は　・７時00分から８時30分、 ・16時30分から20時00分まで
休　　園　　日		日曜日・祝日・年末年始（12月29日から１月３日まで）

＊保育時間は、就労時間プラス通勤時間になります。

※　延長料金については17ページ参照

＊土曜保育は、両親、場合によってはご家族全員が仕事の場合お預かりします。平日に休む

＊仕事が休みの際には、必ず園に伝えて下さい。

６　小学校入学前子どもの区分ごとの利用定員

年　　齢	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	合計
組　　名	さくらんぼ	いちご	みかん	れもん	ぶどう	めろん	
定　　員	６人	15人	24人	24人	24人	24人	117人

7　施設の利用の開始及び終了に関する事項・利用に当たっての留意事項

事　　項	内　　容
利用開始について	区が行う利用調整による
利用終了について	・2号、3号認定に該当しなくなったとき（卒園を含む） ・保護者から退園の申出があったとき ・利用継続が不可能であると区が認めたとき ・その他、保育園の管理及び保育の提供の為に必要な指示に違反し、公の秩序を乱す行為等、利用継続において重大な支障または困難が生じたとき
欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合または登園が遅れる場合は、その日の**9時まで**にご連絡ください。（コドモン又は電話）
お迎えが遅れる場合	18時30分以降のお迎えになる場合は、原則としてスポットの延長保育扱いとなります。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態などの確認を行い、コドモンに入力してください。
感染症について	厚生労働省「保育園における感染症対策ガイドライン」に沿って予防や対応を行います。 ※「登園許可書」30・31ページ参照
発熱のある場合	朝の体温が37.5℃以上の場合はお預かりできません。
投薬について	医療行為に当たる為、原則として行いません。 ※「薬について」33ページ参照
延長保育が必要な場合	当日の延長保育の申込み、及びキャンセルは、18:00までにお願いします。

8　緊急時等における対応方法

（1）保育実施中に、容態の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

（2）保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承ください。

医療機関（嘱託医）	（小児科）　和田小児科医院　　和田紀之　医師 所在地：足立区西保木間2-15-23 電　話：03-3884-2301
消防署（救急）	管轄消防署名　足立消防署淵江出張所 所持地：足立区竹の塚7丁目1-18
警察署	管轄警察署名　竹の塚警察署 所在地：足立区保木間1丁目16-4

９　非常災害対策

消防計画作成（変更）届出書	足立消防署淵江出張所　　令和５年４月１日届出済 防火管理者　　氏名　鈴木　亜季
避難訓練	火災及び地震等を想定した避難訓練（月１回）を実施します。
防災設備	自動火災報知機・ガス漏れ報知機・非常警報装置・非常用電源・誘導灯・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理
避難場所	足立区立渕江小学校

（1）災害時連絡方法

- ✧　コドモン
- ✧　災害伝言ダイヤル(園の固定又は携帯電話使用)

（2）緊急時の保育について

- ✧　園内での保育の場合は担任、責任者を含む複数の保育士にてお迎えまで保育を行います。
- ✧　園外での避難の場合は担当保育士複数名、責任者にてお迎えまで保育を行います。
- ✧　給食が提供できない場合は、簡易給食（パンと牛乳など）やお弁当持参をお願いすることもあります。

（3） 緊急時の引き取りについて

- 災害時は、すみやかにお子さんをご家庭にお返しすることになります。日ごろからご家庭での役割分担など、非常時について話し合っておいて下さい。
- 避難時は避難場所を園に掲示します。電話が通じないことも予想されますので、テレビ、広報車、サイレン等で情報を得ましたら、すぐにお迎えに来てください。
- 大規模地震発生時にはＮＴＴの「災害伝言ダイヤル」番号「１７１」を利用します。

（4）災害や事故発生時の備えについて

- 災害や事故の発生に備え設備を整えるとともに、定期的な避難訓練や不審者の侵入防止などの訓練を行っています。
- 水害（河川の氾濫・道路冠水・侵水等）・土砂災害等地域の実情を把握し災害に円滑に対処できるよう「水防非常対策計画」を策定しています。
- 緊急時の安全確保のため、防犯・防災用品を常備し、いつでも使えるようにしています。
- 日頃から職員の役割を明確にし、関係機関とも連絡をとっています。
- 警察への緊急システム（学校１１０番）・防犯カメラ・ＡＥＤ等を設置し、安全が確保できるような体制を整えています。
- 随時、事故情報、不審者情報、感染症情報等をお知らせし、安全管理に努めています。
- 不測の事態に備えて、消防署、警察署の指導を受け、定期的に避難訓練（地震、火災、水害）、不審者対応訓練などを行っています。
- 非常持ち出し袋を用意し、救急用品や情報を受けるラジオなどを備えています。
- 大きな災害、事故があった時は、子どもの精神的なフォローを心理士と一緒に行います。
- 食物アレルギー児への対応（災害食の提供など）

※ 保育園では防災対策に万全を期しておりますが、保護者の方も、お子さんの生命を守るため、以下のご協力をお願いします。

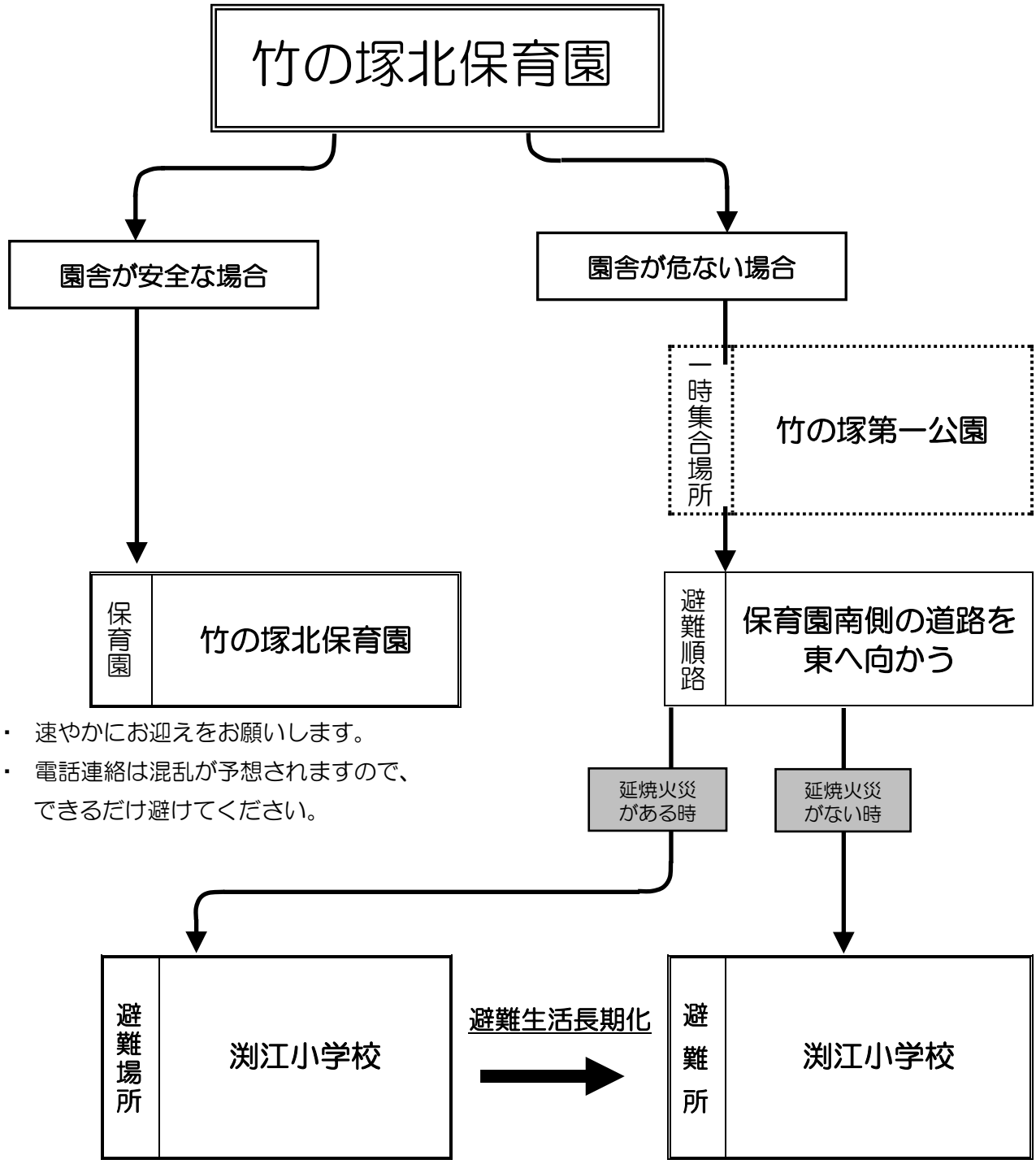
- 園で行う避難訓練に積極的に参加する。
- 園の定めた避難経路、避難場所をよく覚えておく。
- 緊急時の連絡先を園に届けておく。
- 緊急時のお迎え者を決めておく。



【地震の時の対応】

震度５弱以上	○保護者ご自身の安全を確認された上で、園への速やかなお迎えをお願いします。 ○建物の破損等、避難勧告または指示がない限り、お迎えまで園で保護します。 ○お子さんを引き取る時は、保育者に申し出てください。
震度４以下	○平常どおり保育を行います。

―竹の塚保育園が避難するとき ―



・ 速やかにお迎えをお願いします。
・ 電話連絡は混乱が予想されますので、
できるだけ避けてください。

（区内の小・中・都立高校）

速やかにお迎えをお願いします。

・ 電話連絡は混乱が予想されますので、できるだけ避けてください。
・ 園の電子錠門で避難先等を確かめてから行動しましょう。
・ 避難順路を追って子どもの引き取りに向かってください。
・ 夜になっても引き取りのないお子さんの安全を確保するため、応急保育を行います。
・ 火災発生時は延焼のない方向へ避難するので、この避難経路をとらない場合もあります。
・ 近隣や併設の建物が火災にあった場合は、避難する場合もあります。

【水害の恐れがある時の対応】
足立区タイムライン

ステージ（時間）	判断基準	防災行動の概要	防災行動の詳細	防災行動の内容
１ 関心を向ける －９６ （４日前）	・台風による関東地方への影響の可能性	行事等中止の判断	区民に行事等中止の伝達	行事等の中止及び休園する可能性があることを課から施設を通じて園児・保護者へ連絡
２ 避難に向けた準備 －７２ （３日前）	・台風による首都圏への影響の可能性	区有施設の休館の検討	職員、委託事業者、指定管理者、施設管理者への情報共有	・休園する可能性があることを各課から施設を通じて園児・保護者へあらためて連絡 ・代替保育の可能性があることを各課から施設を通じて園児・保護者へ連絡 【子ども施設運営課】 代替保育を希望する保護者からの電話等での受付を開始 【災害対応指定園】 伊興保育園、保木間保育園
３ 縁故等避難開始 －４８ （２日前）	・台風による首都圏への接近 ・東京都による台風説明 ・気象庁による緊急会見	区有施設の休館の決定	職員、委託事業者、指定管理者、施設管理者への情報共有	・休園を各課から施設を通じて園児・保護者へ連絡 ・代替保育実施園（災害対応指定園）に代替保育の開設を指示
４ 高齢者等避難開始 －２４ （１日前）	・大雨洪水注意報（埼玉、東京）、強風波浪注意報（東京）の発表 ・足立区が暴風域に入る予想	高齢者等避難の発令	高齢者等避難の伝達（区民に避難実施の呼びかけ）	・保育園児・こども園児（要配慮者※）とその支援者は避難を開始。 ・代替保育実施園に代替保育の閉鎖を指示 【災害対応指定園】 代替保育を利用した保護者に連絡し、児童を引き取るまで緊急保育を行う。
５ 避難の実施 －１２	・大雨洪水警報（埼玉、東京） ・足立区が暴風域に入る１２時間前	避難指示の検討・発令	避難指示の伝達（区民に避難実施の呼びかけ）	・速やかに避難場所へ避難

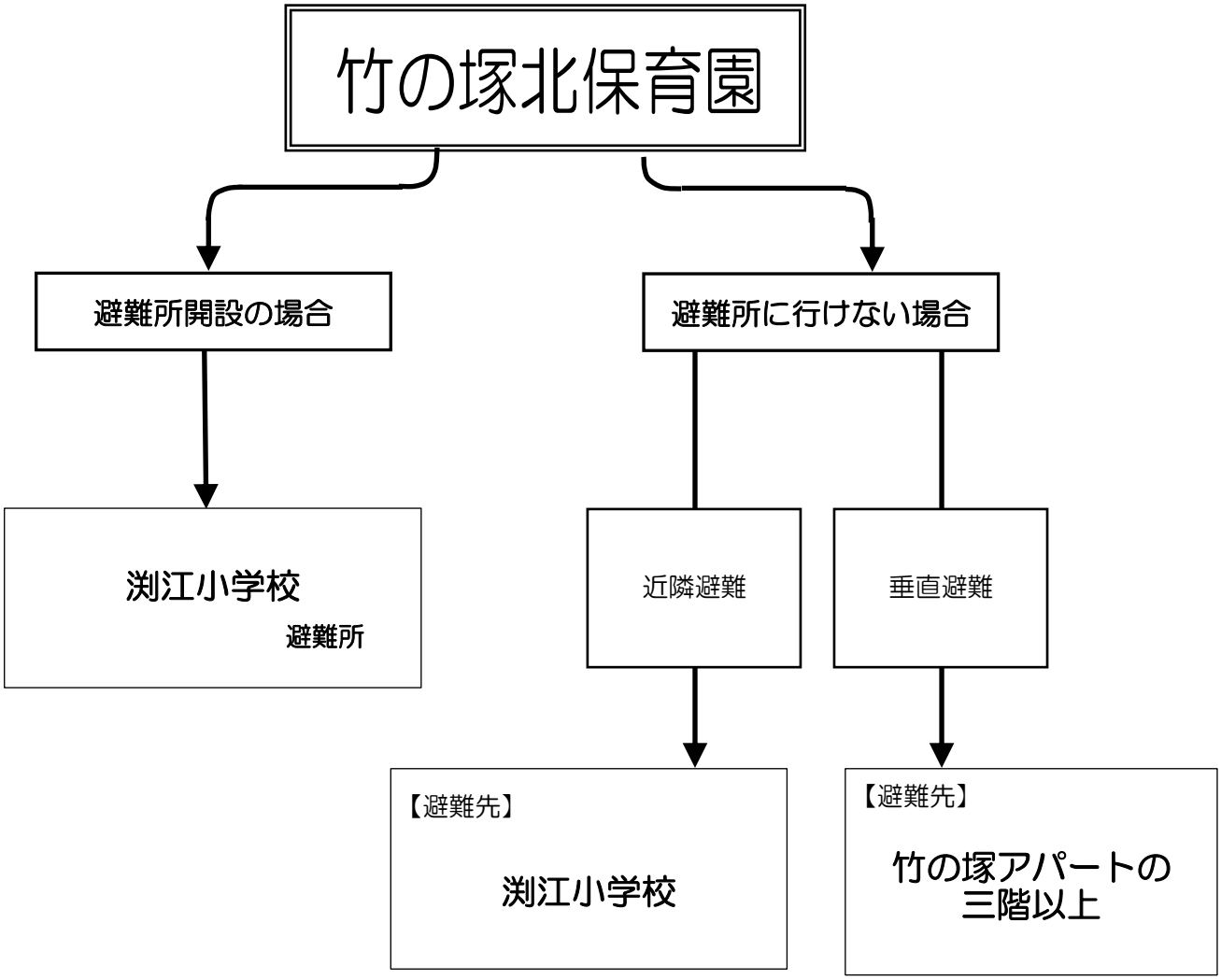
※要配慮者

高齢者や障害者、乳幼児等、避難に時間を要する人は早めに避難を開始する。

※避難する際に注意すること

外出することがかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難する。

―竹の塚北保育園が避難するとき ―



- 水害発生時は浸水のない方向へ避難するので、避難先等を確かめてから行動しましょう。
- 安全に留意しながらお迎えをお願いいたします。
- 電話連絡は混乱が予想されますので、できるだけ避けてください。

渕江小学校までの避難経路

安全に留意しながら、お迎えをお願いいたします。



※竹の塚保育園が渕江小学校に避難する時の避難経路となります。

お迎えの場合は避難経路を追って子どもの引き取りに向かってください。

※外部避難時連絡先　　園携帯番号　080-6798-8935

◆風水害・土砂災害等の警戒宣言が発令されたら

〔開園前〕　保育園から連絡します

警戒レベル３ （高齢者等避難） 警戒レベル４ （避難指示） 警戒レベル５ （緊急安全確保）	《休　園》 ※就労でやむを得ず保育が必要な子どもは、災害状況を確認した後、可能な範囲で応急保育を行います。

〔開園後〕

警戒レベル３ （高齢者等避難） 警戒レベル４ （避難指示） 警戒レベル５ （緊急安全確保）	《家庭保育の推奨》　速やかなお迎えをお願いします。 ●避難を開始します。但し園内が安全と判断した場合は、園内の安全な場所に避難します。 ●コドモン等で保護者に状況を伝え、速やかなお迎えを依頼します。 ●園児引き渡しを行います。 ※就労でやむを得ず保育が必要な子どもは、お迎えまで緊急保育を行います。

園児の引き渡し方法・・・基本的に保護者の方にお子様を引き渡します。
保護者の方の引き取りが困難な場合、緊急連絡カードに記入された方にお子様を引き渡します。

警戒宣言が解除されたら、安全を確認したのち保育を再開します。給食の提供は体制が整うまで簡易給食での対応や実施を延長することがあります。

１１　虐待防止のための措置に関する事項

保育園では児童虐待防止法に基づき、虐待の発生予防をはじめ虐待の早期発見、子どもや家庭の支援と見守りに務めています。

① 設置者及び職員は当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
② 児童虐待の防止等に関する法律第５条、第６条に基づき児童虐待の早期発見に努め、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
③ 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、毎年研修に職員を派遣し、受講させています。

《児童虐待に関する相談先》

名称	電話番号	相談時間
区・こども支援センターげんき	03-3852-3535	月曜から土曜日（祝日、年末年始を除く） 午前８時 30 分から午後５時 15 分
都・足立児童相談所	03-3854-1181	月曜から金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前９時から午後５時
都・児童相談センター	03-5937-2330	平日夜間（午後５時 15 分から翌朝午前８時 30 分）、土日祝日、年末年始

《児童虐待防止法》

（児童虐待の早期発見等）

第五条　学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

（児童虐待に関わる通告）

第六条　児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

１２　その他保育施設の運営に関する重要事項

（1）年 間 予 定

４月	＊入園式
５月	・子どもの日　・５歳児バス遠足
６月	・虫歯予防デー・プール開き
７月	・七夕　・夏祭り
８月	・プール閉い
９月	＊引き取り訓練　・ほのぼの会　・交通安全教室
10 月	☆運動会　・ハロウィン　・５歳児いもほり
11 月	・５歳児プラネタリウム鑑賞　・４歳児歩き遠足
12 月	☆発表会　・クリスマス会
１月	・新年子ども会
２月	・節分
３月	・ひなまつり　・お別れ会　・５歳児お別れ遠足　＊卒園式　・進級式

【英語教室】幼児クラス　月 1-2 回実施
【体操教室】２歳児・幼児クラス　年間 36 回実施
【コーディネーショントレーニング】　幼児クラス　月１回実施
【キッズダンス】４・５歳児　月 1-2 回実施
☆印は、親子で参加していただく行事です。
＊印は、保護者参加の行事です。



※誕生日会・避難訓練・身体測定・０歳児健診は、毎月行います。
※保育参観・保育参加・面談は、随時行うことができます。
　ご希望の方はお申し出ください。

◎上記の他に地域の方を対象に、なかよしひろば（室内・園庭遊び）を行っています。

（2）食事の提供
◇　集団給食施設届け出書を保健所に提出済みです。（平成 28 年４月８日）
◇　全職員が毎月検便を行っています。

（3）父母会・保護者会について
◇　父母会について
　保護者の方が主催し、運営しています。

◇　保護者会について
　年に２回開催予定です。保育園からは行事やできごとについてお知らせします。
　また、保護者のご意見もいただく場としています。

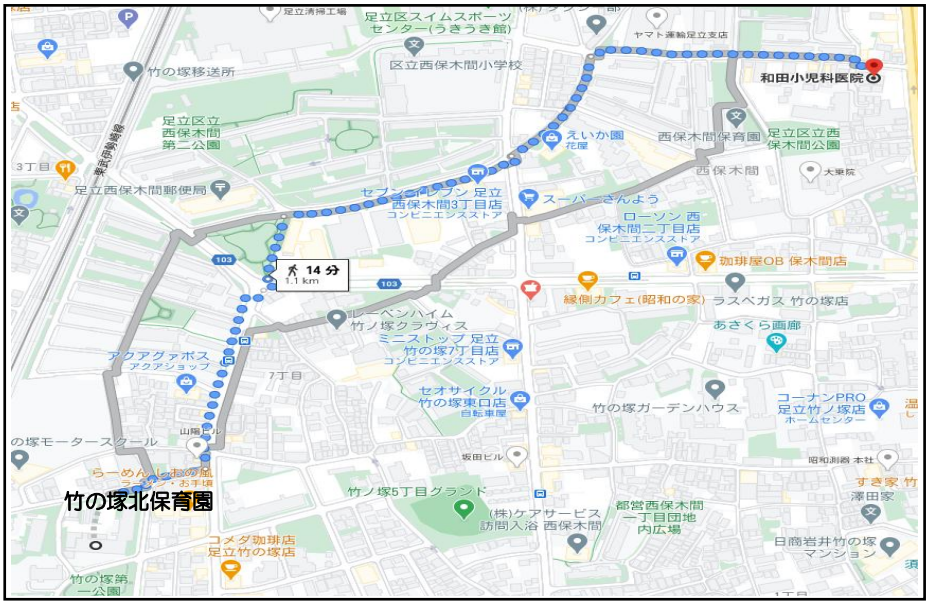
（4） 健康診断について

内　科　健　診	嘱託医が年２回健診します。健診結果はコドモン『お知らせ』に配信します。
歯　科　健　診	足立区が決定した健診担当歯科医師にて『あだちっ子歯科健診』を年１回行います。結果は専用用紙に記載しお渡しします。
身　体　測　定	毎月身長・体重の測定を行います。結果は、コドモン『成長記録』に入力されます。

当園は、以下の医療機関と嘱託契約を締結しています。

嘱　託　医	（小児科）　和田小児科医院　　和田紀之　医師 所在地：足立区西保木間 2-15-23　　電話：03-3884-2301

嘱託医の所在地地図



（5）自己評価の内容

職員による保育内容等の自己評価を定期的に実施し、保育向上に努めます。併せて保護者へのアンケートを年１回行い、サービス内容の向上に努めます。

（6）職員への研修の実施状況

職種、経験に基づき各自の仕事の専門性を高めるために法人研修・外部研修等全ての職員に実施します。

（7）損害賠償保険への加入

加入保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
保険の種類	園賠償責任保険・園児団体傷害保険



あだちのめざす子ども像

基本理念　たくましく 生き抜く力を 育む

人間尊重の精神に基づき、人への信頼感を育み、多様で豊かな生活体験を積み重ねる中で 「たくましく　生き抜く力の　基礎を培うこと」 を理念とします。

心も体も健やかな子ども

〇基本的な生活習慣を身に付ける
〇戸外で伸び伸びと体を動かしてあそぶ
〇意欲的にあそび、最後までやり遂げる

思いやりのある子ども

〇自分を愛し、自分なりにできることに自信をもつ
〇人とのかかわりを楽しみ、自然や物を大切にする
〇互いの違いを認め合い、相手を大切にする気持ちをもつ

感性豊かに 創造力あふれる子ども

〇自然や身近なことがらに心を動かす
〇自分の思ったことを自分なりに表現する
〇発見したり、試したりしながら自分なりに楽しむ

一人一人を大切に生活やあそびを通して

感じ　考え　伝え　拓く子ども

☆それぞれの園で沿革や保育・教育方針、地域の特性などを踏まえて目標や取り組みの方針を設定します。

法人の理念

〈子育てをしている保護者を支援して、子どもたちの健やかな自立を見守っていくことで地域の福祉に貢献する　〉

社会福祉法人三樹会は、多様な福祉サービスが保護者の意向を尊重して総合的に提供されるように創意工夫し、子どもたちが、個人の尊厳を保持しつつ心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、児童福祉法、児童憲章、子どもの権利条約に基づいた保育事業を行うことをめざします。

園の基本方針

*子ども一人一人の個性を認め、尊重する。
*子どもが、心身ともに健康で楽しい生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにする。
*保護者が安心して子育て、仕事ができるように支援する。
*家庭や地域との連携を図りながら、共に子育てをしていく。
*地域の方の育児相談・施設見学などの対応を丁寧に行い、公的施設としての社会的責任を果たす。
*保育士は常に社会的情勢の変化を知り、人間性と専門性の向上に努め、豊かな感性と愛情をもって保育にあたる。

園の保育目標

一人一人の子どもを大切にし、楽しい園生活をとおして、
☆やさしく思いやりのある子ども（やさしい気持ちをもつ）
☆考える子ども（自分の考えを表現する）
☆元気いっぱいあそべる子ども（友だちと元気にあそぶ）を育てる。
の三原則を柱とし、
・保護者が安心して子どもを預けることのできる保育園
・子どもが喜んで登園する保育園
・保育者が楽しんで保育にあたれる保育園
を目指します。

やさしい気持ちを持つ
- やさしくされ嬉しい気持ちを味わう。
- 自分の気持ちを伝え、相手の気持ちがわかる。
- 友だちを思いやり、共感し、あそびを楽しむ
- やってよいこと悪いことがわかり、ルールを守ってあそぶ。

自分の考えを表現する
- あいさつや返事で気持ちを伝える。
- 見たこと、経験したこと、感じたことなど自分なりの方法で表現する。
- 体験を通じて、興味や関心を広げ、自分なりの答えを持つ。

友だちと元気にあそぶ
- 早寝、早起き、朝ごはん
- 友だちや保育者と楽しく食べる。
- のびのびと身体を動かしあそぶ。
- 好きなあそびをじっくり楽しむ。

特色ある保育

＊周りには緑がいっぱい！外あそびがだ～い好き！

保育園の近くには、大小さまざまな公園がたくさんあります。散歩をして身近な自然に触れます。
戸外で全身を使ったあそびを友だちと楽しみます。



＊楽しいね！伝承行事♪

子ども達に解りやすい内容を工夫しています。行事の由来を知らせたり、作品を作ったりしています。

＊異年齢児交流

乳幼児クラスが一緒に、いろいろな活動を通して交流をしています。
異年齢児が関わってあそぶことで、優しさや思いやりの心が育ちます。

＊地域との交流

近隣の公私立保育園や高齢者、障害者施設、小学校との交流、中学生・高校生の体験学習、なかよしひろばなどを通して、いろいろな人との交流を楽しんでいます。

・・・・子育ては、みんなの知恵をかりて・・・・・

～　一緒にあそぼう（保育参加）　～

お子さんとあそびながら、保育園でどのように過ごしているかを見ていただきます。他のご家庭の関わり方も知ることができます。



～　一緒に子育てを考えましょう！　～

保護者会を年２回実施しています。（個人面談は年２回以上）
保育園と保護者の皆さんとコミュニケーションを図り、子どもの姿を知り、子育ての工夫や悩みを一緒に考える機会としています。

～　子育てを応援します　～

子育てで迷った時、悩んでいることなど
どんなことでも気軽に話し合いましょう。

主体性・自主性を育て、明るく元気な子どもたちを育成

子どもの伝えたいことを大人の都合で止めない、共感して寄り添う保育を行う。
そのため、言葉をかけすぎないように配慮する。また、遊びの中から子どもが育つと考え、子どもの【やりたい】を尊重して達成感を味わうようにしています。

① ほめて意欲につなげる保育
子どもに対してよかったことを具体的にほめる。それが達成感につながり、自分の自信につながるように支援。

② やりたい遊びに集中し想像力を育てる
じっくり遊べる環境を用意し、その遊びから得た気づきや広がる想像力を育てて次の遊びにつなげる。

③ 自分の考えを伝え表現できるように導く
声をかけすぎず待って見守る保育を行う。また、プラス思考の言葉がけで自分で気づき成長できるように促す。

各種届け出について

次の場合は、速やかに**子ども施設入園課**まで届け出てください。(⑧を除き、提出先は子ども施設入園課となります。なお、各用紙は保育施設、子ども施設入園課、区ホームページで入手できます。)

① 氏名・住所・電話番号が変わったとき	「変更届」を提出してください。
② 世帯員が増減したとき(婚姻・離婚・出産等)	「変更届」を提出してください。 (婚姻の場合、配偶者の保育の必要性を証明する書類が必要です。) また、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく育児休業を取得する場合は、育児休業期間が記載された勤務(内定)証明書が必要です。
③ 妊娠がわかったとき	「家庭状況申告書」および母子手帳の写し(表紙と分娩予定日のページ)提出してください。
④ 勤務(通学)先や勤務時間が変わったとき、介護・看護を始めたとき、疾病・障がい等になったとき	「家庭状況申告書」および該当する「保育の必要性を証明する書類」(勤務(内定)証明書等)を提出してください。
⑤ 仕事(学校)を辞めた・卒業したとき	「家庭状況申告書」を提出してください。
⑥ 足立区外へ転出する予定があるが、在籍している保育施設に継続して通いたいとき	転出前に子ども施設入園課にお問い合わせください
⑦ その他変更があったとき	子ども施設入園課までお問い合わせください。
⑧ 退所するとき	転居や家庭での保育が可能になり、退所する場合は**退所する月の２０日までに保育施設に「退所届」を提出してください。**退所する月の２０日までに提出されない場合、**翌月分の保育料がかかる場合があります。**

２ヵ月を超えて保育施設に通所しない場合は退所となる場合があります。

※やむを得ない事情で長期間（２ヵ月を超える）休みとなる場合は、子ども施設入園課にご相談ください。

保育料について

保育料は令和７年９月１日から０～２歳児の第１子を含め、保育料は無料となりました。ただし延長保育料、行事費は保育「無償化」の対象外となり、保護者の皆様の負担となります。

延長保育（満１歳児以上利用可）

延長保育は別途申し込み（延長保育利用申請書）が必要です

※月極めをご利用希望の方は、前月の２５日までに申請して下さい。
保育料は月末に締め、１０日前後に請求いたしますので、１５日までに保育園にお支払いください。

延長月極め保育料

時間	世帯区分	１歳児～	０歳児（満１歳～）
７：００～　７：２９	Ａ・Ｂ階層 Ｃ・Ｄ階層	６００円 ２５００円	９００円 ３７５０円
１８：３１～１９：３０	Ａ・Ｂ階層 Ｃ・Ｄ階層	１０００円 ４０００円	１５００円 ６０００円
１８：３１～２０：００	Ａ・Ｂ階層 Ｃ・Ｄ階層	２５００円 １００００円	３７５０円 １５０００円

延長スポット保育料

時間	世帯区分	１歳児～	０歳児（満１歳～）
７：００～　７：２９	すべての階層	４００円	６００円
１８：３１～１９：３０	すべての階層	８００円	１２００円
１８：３１～２０：００	すべての階層	２０００円	３０００円

・延長保育料は１時間単位で設定し、利用時間はコドモンの打刻で管理します。

※当日の延長保育の申込み、及びキャンセルは、18：00 まで
※キャンセルの場合、連絡が上記時間を過ぎると料金を頂きます。

※20：01 を超えた場合は、３０分毎に 3,000 円の追加料金を頂きます。

保育園の一日の生活

0歳児	1・2・3・4歳児	5歳児

順次登園

朝の挨拶
お子さんの健康状態やご家庭での様子を伝えましょう。
※　必要に応じて、適宜、水分補給をします。

○検温後受け入れます。

あそび

○必要に応じて睡眠をとります。
○ゆったりとした雰囲気の中で好きなあそびをします。
・室内あそび・園庭あそび
・散歩　他

食事

○ミルクを飲んだり、離乳食を食べたりします。



昼寝

○昼寝をします。



離乳食・おやつ

○ミルクを飲んだり、離乳食を食べたりします。



あそび

・室内あそび
・園庭あそびほか

あそび

成長・発達、興味・関心に応じて、のびのびとあそびます。
・室内あそび
・戸外あそび
・散歩



※１・２歳児は午前中に牛乳を飲みます。

食事

○楽しい雰囲気の中で食事をします。



昼寝

○１・２・３・４歳児は昼寝をします。

あそび

○５歳児は個々の様子に応じて休息をとったり、遊んだりします。

おやつ

○楽しい雰囲気の中でおやつを食べます。

あそび

成長・発達、興味・関心に応じて、のびのびとあそびます。
・室内あそび
・戸外あそび

順次降園

帰りの挨拶
保育者が今日の様子を伝えます。

各クラスの持ち物

◎　毎日持ってくるもの
○　常時ロッカーに入れておき、使ったら補充するもの
☆　毎週月曜日に持ってきて、金曜日（または土曜日）に持ち帰るもの

＊サブスクはオムツのみ。今の園と物、方法が違うかもしれないが承知おきください。

<table>
<tr><th></th><th>０歳児</th><th>１歳児</th><th>２歳児</th><th>３歳児</th><th>４歳児</th><th>５歳児</th></tr>
<tr><td>エプロン</td><td>◎3 枚</td><td>◎3枚</td><td>◎3 枚</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td>おしぼり</td><td>◎3枚</td><td>◎3枚</td><td>◎3 枚</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td>汚れた衣類・濡れたシーツ等を入れる袋（レジ袋等）</td><td colspan="3">◎1 枚　衣類、シーツの汚れ物入れ
○レジ袋（L サイズ）1 束</td><td colspan="3">○4～5枚
（衣類、シーツ等の汚れ物入れ）</td></tr>
<tr><td>ビニール袋</td><td colspan="5">○1 箱（25×35 ㎝位のもの）</td><td>―</td></tr>
<tr><td>紙おむつ</td><td>○8枚</td><td>○8枚</td><td>○5枚</td><td colspan="2">○必要に応じて</td><td>―</td></tr>
<tr><td>フェイスタオル</td><td colspan="6">○1 枚</td></tr>
<tr><td>おしりナップ</td><td colspan="3">○1 パック＋ロッカーに予備 1 パック</td><td>○必要に応じて</td><td>○必要に応じて</td><td>―</td></tr>
<tr><td>上着
ズボン
肌着
タンクトップか半袖。長袖は×</td><td>◎2 組＋○3 組</td><td colspan="2">◎1 組＋○3組</td><td colspan="3">○3～4組</td></tr>
<tr><td>靴下</td><td colspan="6">〇1 組以上</td></tr>
<tr><td>パンツ</td><td>―</td><td>―</td><td colspan="4">○必要に応じて</td></tr>
<tr><td>うわばき</td><td>―</td><td>―</td><td>避難用として
部屋で保管</td><td colspan="3">クラス用</td></tr>
<tr><td>うわばき袋</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td colspan="3">☆</td></tr>
<tr><td>歯ブラシ
※必要な時に園から連絡</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>◎途中から</td><td>◎</td></tr>
<tr><td>マザーズバック</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td></tr>
<tr><td>通園リュック
A4 サイズくらい（水筒着替えが入るファスナー式）</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>◎</td><td>◎</td><td>◎</td></tr>
<tr><td>※年齢別に違います
・敷き布団カバー
・コット用シーツ</td><td> ☆
敷き布団カバー</td><td colspan="4"> ☆
コット用シーツ</td><td>―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">昼寝用上掛け
（春夏秋）</td><td colspan="5">予定：５月～１２月頃使用</td><td rowspan="2">―</td></tr>
<tr><td>☆
バスタオル（1～2 枚）</td><td colspan="4">☆
タオルケット類</td></tr>
<tr><td rowspan="2">昼寝用上掛け
（冬）</td><td colspan="5">予定：12 月～5 月頃使用</td><td rowspan="2">―</td></tr>
<tr><td colspan="5">からだサイズのもの
重ねたコットに収まるもの
☆
ブランケット</td></tr>
<tr><td>水筒　（コップタイプはば）</td><td colspan="3">―</td><td colspan="3">◎</td></tr>
</table>

【１～４歳児用　コット用シーツの作り方】



※　サイズが合えば市販品でも可です
※　１歳児用はコット本体の大きさが違い一回り小さいためご注意ください

以下の図に記載してあるサイズは出来上がり寸法です。
カバーを作る時には、縫い代（２㎝程度）を加えた生地が必要です。**※下記のサイズは目安となります。**

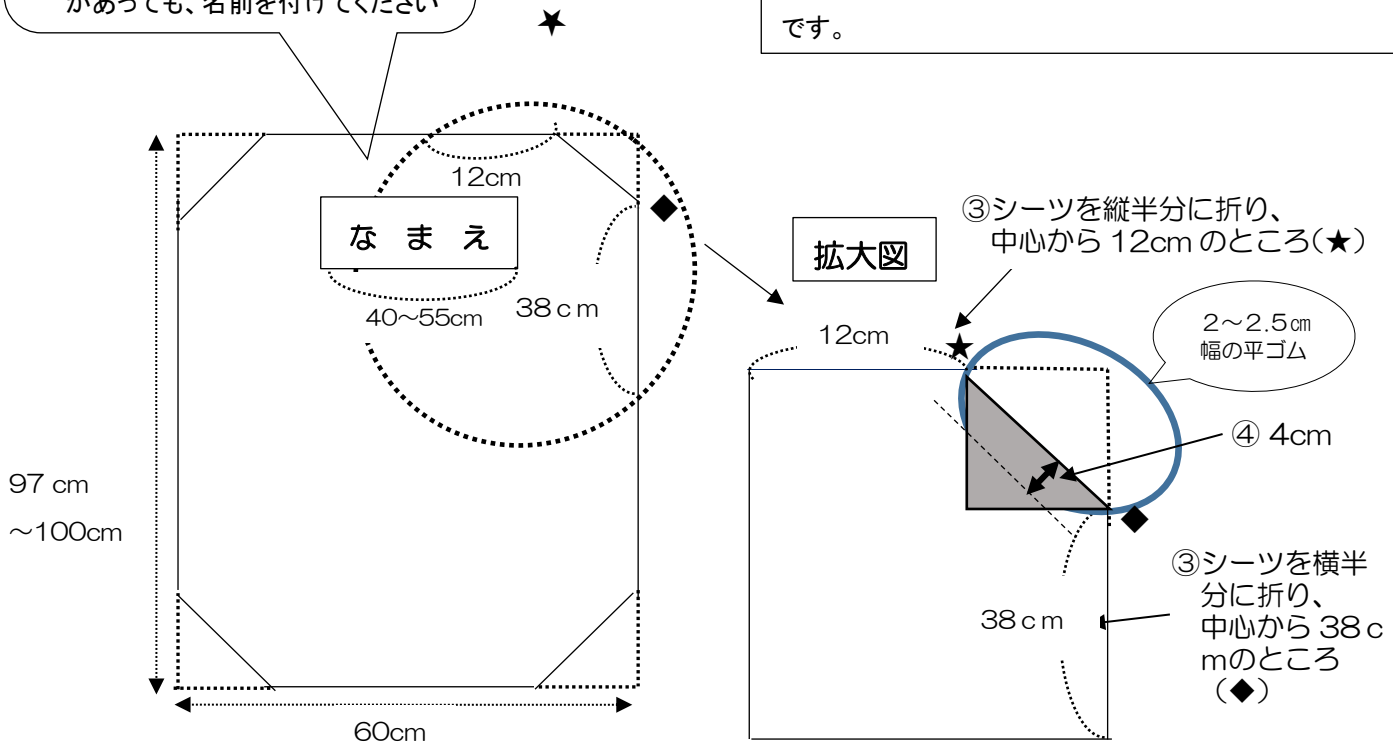
＜１歳児＞　　＊キルティング地やバスタオル等で作成

（０歳児クラスで使用したシーツのリメイクも可ですが、コットの大きさにサイズを合わせてください。）
（サイズが合えば市販のものを活用しても可）

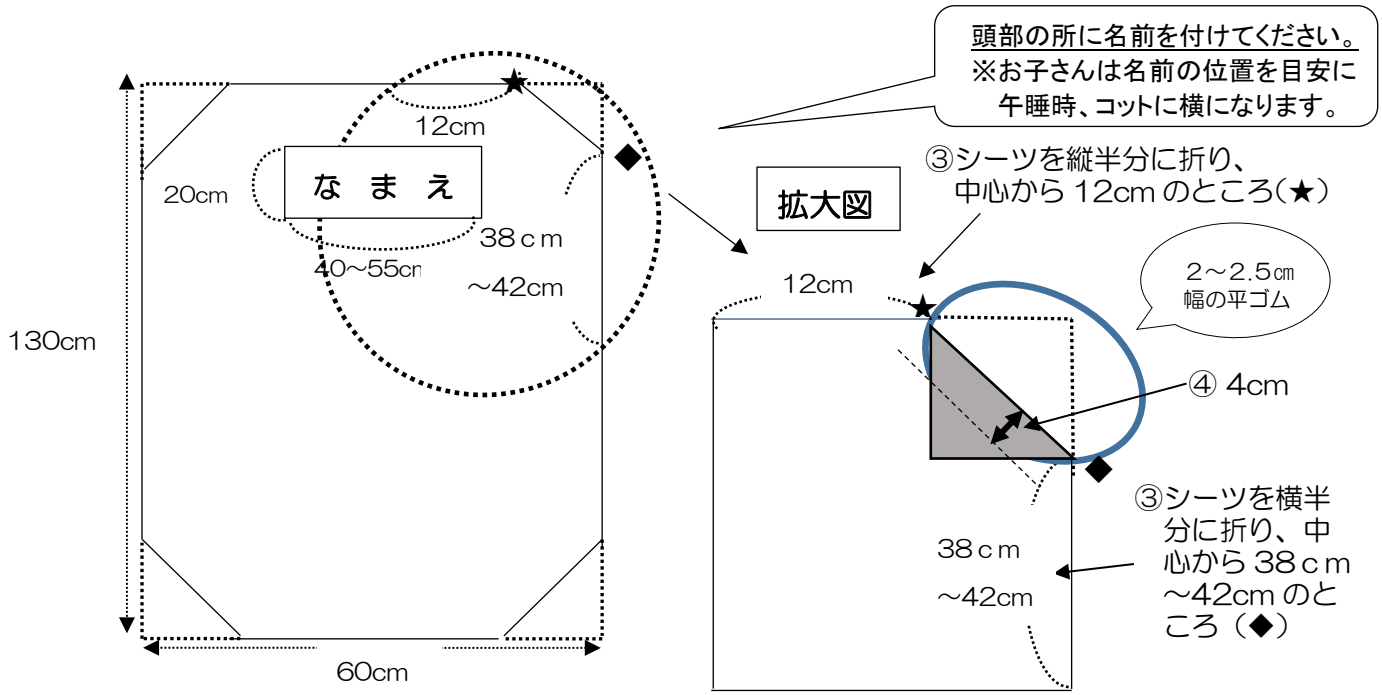
頭部の所に名前を付けてください。
※お子さんは名前の位置を目安に午睡時、コットに横になります。
※市販のもので足元に名前記入欄があっても、名前を付けてください

コットのゴムが伸びてしまっている時は、すぐに新しく直してください。（足に引っかかり転倒する危険があります。）

名前付けの布は白い布をお勧めします。アイロンシートは、角からはがれてきやすく、硬くて汗も吸い込みにくいです。



＜2～4歳児＞＊キルティング地やバスタオル等で作成
（サイズが合えば市販のものを活用しても可）



① 布の切り口はほつれないように始末をする。（ほつれた糸を鼻や耳の穴、口に入れたりする事故に繋がるので）
② 名前は白い布に油性マジックで、ひらがなで大きく書き、出来上がり上から１０㎝下の中央に縫い付ける。
（名前布の大きさはお名前にもよりますので目安ですが、大きくはっきりとお願いします。）
（アイロンシートは洗濯ではがれやすく、硬くて、汗も吸いにくいです。敏感なお子さんは気になるようです。）
③ シーツを縦長半分に折った中心から 12 ㎝の所（★印）と横半分中心から 38 ㎝～42 ㎝の所（◆印）で角を裏に折る。（拡大図参照）
④ 折り返した部分にゴムを通すために、折り目から 4 ㎝の所を縫う。（拡大図参照）
⑤ 他の３つの角も③④と同様にする。
⑥ 各角に 45 ㎝～50 ㎝程のゴム（髪を結うゴムや 2～2.5 ㎝幅の平ゴム）を通す。

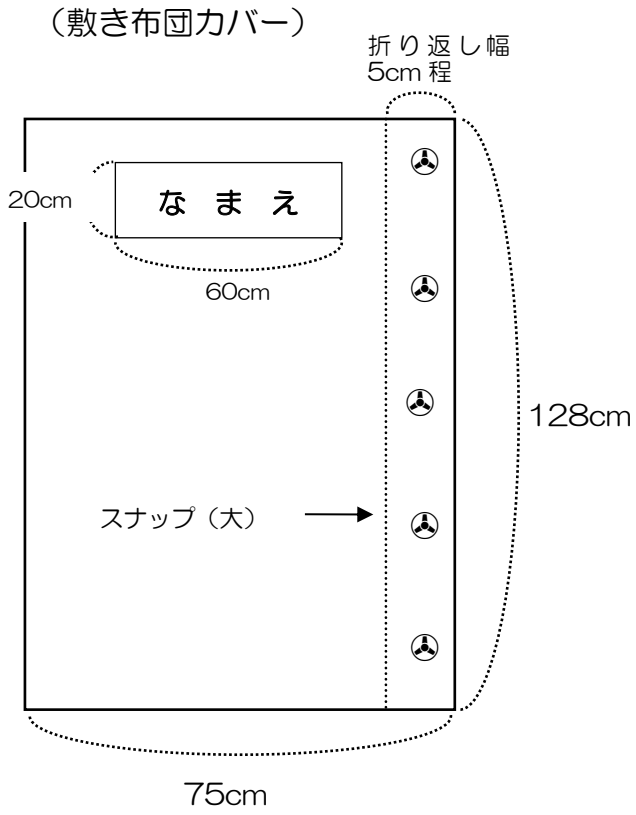
コットのゴムが伸びてしまっている時は、すぐに新しく直してください。（足に引っかかり転倒する危険があります。）

【0 歳児用　敷き布団カバーの作り方】

記載してあるサイズは出来上がり寸法です。カバーを作る時には、縫い代（2 ㎝程度）を加えた生地が必要です。**※下記のサイズは目安となります。**

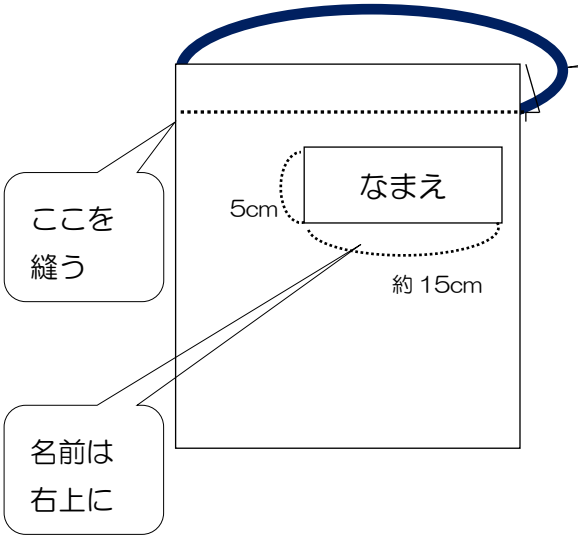
＊敷き布団本体の大きさは縦 123 ㎝×横 70 ㎝×（厚みが 2 ㎝程）です





- 折り返し幅は、5cm 位が良いでしょう。
- 直径 1cm 以上の大きいスナップボタンを付けてください。ファスナーは不可。
- スナップを付ける面は、全開にして下さい。布団を入れる時に便利です。
- 名前は 20×60cm の白い布に油性マジックでひらがなで大きく書き、縫い付けてください。（アイロンシートは硬く、汗を吸い込みにくいです。洗濯で角からはがれ易いです。）

【0・1・2 歳児　食事用エプロン】



浴用タオル 1 枚を半分に切り、ゴムを入れる部分を輪にして縫います。
そこに髪用の太めのゴムを入れて下さい。
※実際にお子さまの首にかけてみて、服の襟の部分が隠れるようにゴムの長さを調節して下さい。
※市販のハンドタオルの利用も可ですが、ゴムは必ずつけて下さい。
※名前は大きな文字ではっきりお書きください。
（タオルのタグに名前を書くのは、文字が小さく見えづらいためお止めください）

給　食

・乳幼児に適した栄養バランスの良い献立です。
・子どもたちの嗜好や彩り、季節感や安全性なども考慮し、様々な行事食も取入れながら、バラエティーに富んだ献立となるよう努めています。
・食材の味を味わえるように、うす味でおいしく調理します。
・集団生活の中でも楽しくおいしく食べられるように、家庭的な味と雰囲気を大切にしています。
・調理は衛生管理マニュアルに基づき、安全で衛生的に行っています。

○ひと月の献立は、２週間ごとの繰り返し（２サイクルメニュー）です。これは、子どもの味覚を広げるため、１度目は食べられなくても、２度目には味を覚えて食べられるようにするためです。
○乳幼児期には、個々によって必要とする栄養や食事の量が異なってきます。特に離乳食は個人差が大きいため、一人一人の子どもの発育・発達（食べ具合、かむ力など）にあわせて、家庭と連絡を密にとりながら対応しています。
○食物アレルギーのある場合は、医師が記入した『保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表』が必要です。除去で対応できない場合には、保護者に代替食を持参していただきます。また、除去または持参の食品についての打合せを前月に行い、個別献立にて毎月確認を行います。
○除去食対応が必要なお子さんが複数人いる場合、調理の安全性を確保するために、複数のアレルゲンとなる食材を除去した献立で提供する場合があります。

《離乳食》

	５，６か月頃（初期）	７，８か月頃（中期）	９～１１か月頃（後期）
１０時～１１時	ミルク	離乳食＋ミルク	離乳食＋ミルク
14 時 30 分～15 時	ミルク	ミルク	離乳食＋ミルク

※　ミルクは、お子さんの食欲に合わせて飲ませています。

《乳幼児食》

	乳　　児　（１，２歳児）	幼　　児　（３，４，５歳児）
１０時	牛乳	
昼　食	主食＋主菜＋副菜＋汁物＋果物　の組み合わせが基本。 ごはん３回~4 回／週　・麺１回~2 回／週　・パン１回／週	
間　食	牛乳＋手作りおやつ、パン、果物など	

【保育園での給食の給与栄養目標量】

保育園給食の給与栄養目標量は、日本人の食事摂取基準および、区立保育園全園児の年齢・性別調査の結果をもとに、毎年決定しています。一日に必要となる栄養量の約４０～５０％を目標量とし、それを充足できるよう献立を作成しています。残りの必要量は朝ごはん・夕ごはんでしっかり摂りましょう。

（単位：エネルギー　kcal　　たんぱく質　g）

	乳　児		幼　児	
	エネルギー	たんぱく質	エネルギー	たんぱく質
一日の給与栄養目標量	930	38.0	1200	53.0
給食の給与栄養目標量	480	18.0	590	22.0

※離乳食は、厚生労働省の『授乳・離乳の支援ガイド』に沿って提供しています。

健　康



【保育園での健康管理】

1. 入園後の健康診断など
   - 身体測定は毎月１回実施します。
     嘱託医による健康診断を年２回(春・秋)実施します。(０歳児クラスは、毎月健診を実施します。)
   - 『あだちっ子歯科健診』を年一回実施します。

2. 感染予防
   集団生活の場ですので各種感染予防のための措置を講じています。
   予防接種の公的接種の利用についてご家庭のご協力をお願いします。
   予防接種を受けた時は、コドモン「予防接種」に入力をし、担任にお知らせください。
   ※予防接種後は、副反応が起きることもありますので安静が必要です。お休みの日か降園後にお願いいたします。

3. 乳幼児突然死症候群（SIDS）防止対策
   都内の認可外保育施設において睡眠中に乳児が死亡する痛ましい事故が起きたことを受けまして、東京都福祉保健局「乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防及び睡眠中の事故防止」をもとに、当園でも以下の対策を実施しております。内容をご確認、同意の上、ご自宅での寝方などご協力いただき、質問等がありましたら職員までお尋ねください。
   （1）保育者の休憩、トイレ、事務、その他理由を問わず、片時も児童を一人にすることはありません。
   （2）睡眠時の保育室内は園児の顔色が観察できる明るさを保持します。
   （3）睡眠時の園児の周囲においては、窒息や誤飲の危険因子となる物品を排除します。
   （4）医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、乳児クラスは顔が見えて、胸郭が圧迫されていないあおむけ寝に体位を直します。
   乳児以上のれもん組、ぶどう組でも顔色の確認がしづらい体制で寝ていた場合は、体位を直します。

→ご家庭でお子さんをうつぶせ寝で寝かせていませんか？

うつぶせ寝で眠る習慣がありましたら、あおむけ寝で寝るように毎日、根気よく直してください。最初は起きてしまい、泣いてしまうかもしれませんが癖は直せます。安心安全にお子さんの命をお預かりするためですのでご協力ください。

保育園では１歳までは５分間隔。いちご組・みかん組は１０分間隔、３歳以上のれもん組からは１５分間隔で午睡チェックをしています。この時にうつぶせ寝だった場合、保育者はあおむけ寝にしますので起きてしまう場合があります。こういった理由で降園時に午睡が短かったことをお伝えすることがあるかもしれませんが、保育園とご家庭で協力して、大切なお子さんをお守りしていきたいと思っております。

→特に入園したてから入園後３か月くらいは SIDS を起こしやすいといわれております。

十分な「慣れ保育」を含めた職場復帰のご予定を検討ください。

→なんかいつもと様子が違う？時

お子さんが「何か機嫌が悪い」「食欲がない」「少し咳がある」など普段と様子が違う場合には、必ず登園時に直接保育者にお伝えください。担任も気になることがあれば、緊急連絡先に状況を連絡させていただきます。場合によってはお迎えをお願いする場合があります。

→職員は、救命救急講習（AED 講習等）を受講しています。

4. アレルギー疾患への対応
お子様がアレルギー疾患により、配慮や管理が必要で、保育園での対応を希望される場合は、職員にお申し出下さい。

【保育中のけが】

〇軽傷のけがは、園で応急処置をしますが、病院に受診が必要な場合は、保護者に連絡をいれ、医療機関に確認後病院を受診します。

〇全園児が、園の管理下でおきたけがに係る給付事業を行っている『独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度』に加入しています。
この制度は、医療点数に応じた給付を受けるものです。
センター請求の手続きは、医療点数が５００点以上の場合、対象になります。



【体調不良のときは】

〇 お子様が保育中、38.0 度の発熱、お子さまの状態により保育が難しいと判断した際には、速やかなお迎えをお願いします。
発熱（37.5 度）、下痢、嘔吐、感染症の病気を疑うとき、また発熱がなくても飲食できない、泣き続けている等、明らかに普段と様子が違う場合、万が一怪我をしたときなどはご連絡いたします。
状態により緊急にお迎えを必要とすることもありますのでご承知おき、ご協力をお願いします。

〇保護者の方が研修や外出等で、いつもと連絡先が変わる時には、登園時に必ずお知らせください。

〇 ご家庭で普段と違う様子が見られたり、けがをしたりした際には必ず登園時に口頭で保育士にお伝えください。

〇 保育園では嘱託医と連携しながら園児の健康管理をしています。

＊外に出さないで欲しい、給食を食べさせないで欲しい等、個別の対応はできない。活動ができない場合には家庭で様子を見るように

【感染症について】

保育園において、人から人へうつる感染症は集団感染しやすく注意が必要です。
感染症は学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則に書類やその出席停止時期が定められています。
感染症にかかった場合は、医師の診断を受け、登園の許可を得てから登園してください。

※　感染症の疑いがある場合は、必ず医師の診断を受けてください。

※　園児のみならずご家族が感染症と診断された場合も、必ず保育園にご連絡ください。

【園での感染予防対策】

園では、厚生労働省「保育所における感染症ガイドライン」をもとに感染症対策を実施しております。

〇感染症がでた場合、保護者にはコドモンで発症状況を伝え、子どもの健康状態の把握や二次感染予防の協力をお願いしています。そのため病院を受診後、感染性の疾患と診断された場合、他のお子さんの病気の早期発見対応に繋がりますので、電話やコドモンにて保育園にご連絡ください。

〇排泄後のおむつは保育園で処分します。

〇感染の「標準予防策」として、人の血液、喀痰、尿、糞便に感染性があるとみなして対応いたします。尿や下痢、嘔吐物がついた衣類、靴、シーツ類などは感染拡大防止の為、洗わずにそのままお返しします。集団保育をしている保育施設内において、園児や保育者の健康を守る為に必要であることをご理解ください。

＊保育所における感染症ガイドライン（こども家庭庁発行）より、「登園を控えるのが望ましい場合」「保育が可能な場合」の対応方法を症状別に抜粋しますので、朝の健康観察や登園の目安の参考にしてください。

症状	登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合
発熱の時の対応	＊発熱期間と同日の回復期間が必要 ・朝から 37.5℃を超えた熱とともに元気がなく機嫌が悪い ・食欲がなく朝食、水分が摂れていない ・24 時間以内に解熱剤を使用している ・24 時間以内に 38℃以上の熱が出ていた ＊１歳以下の乳児の場合、平熱より１℃以上高いとき（38℃以上あるとき）	＊前日 38℃を超える熱が出ていない ・熱が 37.5℃以下で元気があり機嫌や顔色もよい ・食事や水分が摂れている ・発熱を伴う発疹が出ていない ・排尿の回数が減っていない ・咳や鼻水を認めるが悪化していない ・24 時間以内に 38℃以上の熱が出ていない
下痢の時の対応	・24 時間以内に２回以上の水様便がある ・食事や水分を摂ると下痢がある ・下痢に伴い、体温がいつもより高めである ・朝、排尿がない ・機嫌が悪く、元気がない ・顔色が悪くぐったりしている	・感染のおそれがないと診断されたとき ・24 時間以内に２回以上の水様便がない ・食事、水分を摂っても下痢がない ・発熱が伴わない ・排尿がある 
嘔吐の時の対応	・24 時間以内に２回以上の嘔吐がある ・嘔吐に伴い、いつもより体温が高めである ・食欲がなく、水分も欲しがらない ・機嫌が悪く、元気がない ・顔色が悪くぐったりしている	・感染のおそれがないと診断されたとき ・24 時間以内に２回以上の嘔吐がない ・発熱がみられない ・水分摂取ができ食欲がある ・機嫌がよく元気で、顔色も良い
咳の時の対応	＊前日に発熱がなくても ・夜間しばしば咳のために起きる ・喘息や呼吸困難がある　・呼吸が速い ・37.5℃以上の熱を伴っている ・元気がなく機嫌が悪い ・食欲がなく朝食・水分が摂れない ・少し動いただけで咳が出る	＊前日 38℃を超える熱は出ていない ・喘息や呼吸困難がない ・続く咳がない ・呼吸が速くない ・37.5℃以上の熱を伴っていない ・機嫌がよく、元気がある ・朝食や水分が摂れている
発疹の時の対応	・発熱とともに発疹があるとき ・今までになかった発疹が出て、感染症が疑われ、医師より登園を控えるよう指示されたとき ・口内炎のため食事や水分が摂れないとき ＊とびひの場合、患部を覆えないときや浸出液が多く他児への感染のおそれがあるとき、かゆみが強く手で患部を掻いてしまうとき	・感染のおそれがないと診断されたとき 

＊「いつもと様子がちがう」体調不良のサインかもしれません。体調が悪い時は早めに病院を受診し、無理をしないようにしましょう。

＜医師が記入した登園許可証が必要な感染症＞

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園基準
麻しん (はしか)	発症１～２日前から発疹出現後の ４日後まで	解熱後３日を経過していること
インフルエンザ	症状がある期間 （発症前 24 時間から発病後３日程度までが最も感染力が強い）	発症した後５日経過し、かつ乳幼児にあっては、解熱した後３日経過していること
新型コロナ ウイルス感染症	発症後５日間	発症した後５日経過し、かつ症状が軽快した後１日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を０日目として、５日を経過すること
風しん (三日はしか)	発疹出現の７日前から７日後くらい	発疹が消失していること
水痘 (水ぼうそう)	発疹出現１～２日前から痂皮 （かさぶた）形成まで	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症３日前から耳下腺腫脹後４日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫張が発現してから５日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後２日経過していること
百日咳	抗菌薬を使用しない場合、咳出現後３週間を経過するまで	特有の咳が消失していること 又は適正な抗菌薬による５日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 （O157, O26, O111 など）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること。（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している５歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、５歳未満の子どもについては、２回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（-）としている。

＜医師の判断を受け、保護者が記入した登園届が必要な感染症＞

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	治療開始後 24～48 時間経過し、全身状態が良好
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱･潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発疹出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
感染性胃腸炎（ウイルス性胃腸炎）ノロウイルス ロタウイルス アデノウイルスなど	症状のある間と、症状消失後 1 週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢が治まり、普段通りの食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に一ヵ月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段通りの食事がとれること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が改善し全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化していること
突発性発疹	-	解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（-）としている。

＜登園許可証が必要のないが保育園において適切な対応が求められる感染症＞

（必ず医師の診断を受け、保育園に登園していいか確認してから登園してください）

感染症名	感染しやすい期間（※）	注意事項
伝染性膿痂疹（とびひ）	夏に多い病気ではあるが、他の季節にも発生する	原因菌は黄色ブドウ球菌の場合が多い。 虫刺されやアトピー性皮膚炎のひっかいた部位に菌が付着しやすいので、皮膚バリア機能の改善、治療が効果的。ガーゼ等で覆ってあれば、通園も可能。
伝染性軟属腫（水いぼ）	自然治癒することもあるが、治癒に数カ月かかりこともある	水いぼを引っかいた手で別の場所を触り、感染が拡大、広い範囲に広がる。皮膚の清潔と保湿剤でバリア機能での改善が望ましい。 プールの水で感染はしないが、感染防止のため水いぼは衣類、包帯、絆創膏で覆われていること
アタマジラミ	10～30 日（卵は 7 日で孵化）	スキグシ、シラミ駆除医薬品にて駆除する クラスで流行した場合、クラスメートは予防的に帽子を被ってもらうことがある

※突発性発疹・川崎病・疥癬・B 型肝炎については医師の診断を受け、園にご連絡いただいてから登園してください。

園では『保育所における感染症対策ガイドライン』にもとづいて対応しています。

1. ご家庭での登園前の毎日の健康観察のお願い（登園前に朝の検温や備考をコドモンへ入力）
2. 発熱や風邪症状があった場合は、自己判断せず必ず医師の診察を受けてから登園してください。
3. 症状等が改善傾向しても機嫌や食事内容、量などいつも通りとなるまで登園はお控えください。
   （ぐずる、夜眠れなかった、ゼリーしか食べられなかったなどは、まだ体調不良のサインです。）
4. 保育園で体調不良となった際には、使用した布団カバー等はその日に保護者に返却し、洗濯をしていただきます。

足立区医師会
足立区
足立区教育委員会

登校・登園・登室許可証（医療機関が記入）

医師が記入した登校・登園・登室許可証が必要な感染症

○印	病　名	登校・登園・登室停止期間
1	麻しん（はしか）	解熱後、3日を経過するまで
2	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
3	水痘（水ぼうそう）・帯状疱疹（※	すべての発しんがかさぶたになるまで
4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(乳児から幼児については3日※②)を経過するまで
6	百　日　咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
7	結　　核	感染の恐れがなくなるまで
8	咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消失した後2日を経過するまで
9	流行性角結膜炎（はやり目）	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
10	急性出血性結膜炎	医師の判断がでるまで
11	腸管出血性大腸菌感染症（O－157）	感染力が極めて強いので医師の判断がでるまで
12	髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがなくなるまで

※① 第2種感染症の対象ではない。

※② 乳児から幼児については、ウイルス排泄が長期に及ぶため登園基準を「解熱した後3日を経過するまで」とする。

(提出先)　竹の塚北保育園

組　　氏名

出席停止期間　　月　　日から　　月　　日まで

年　　月　　日から　登園　してもよいことを証明します

医療機関名　　医師名　　印

切り取り

足立区医師会
足立区
足立区教育委員会

登校・登園・登室届（保護者が記入）

医師から登校・登園・登室可能と判断を受けた上で保護者が記入した届が必要な感染症

○印	病　名	登校・登園・登室のめやす
1	手足口病	症状が改善し全身状態が良好
2	溶連菌感染症	治療開始後24時間経過し、全身状態が良好
3	伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良好
4	感染性胃腸炎	医師の判断がでるまで
5	ヘルパンギーナ	全身状態が良好
6	マイコプラズマ肺炎	症状が改善し全身状態が良好
7	ＲＳウイルス感染症	症状が改善し全身状態が良好

(提出先)　竹の塚北保育園

組　児童　　氏名

受診した病院名

通院した期間　　月　　日～　　月　　日　　登園　可能と判断された日　　月　　日

上記の通り相違ありません

年　　月　　日　　保護者名　　印

平成27年4月1日改定

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症　登校・登園・登室届

提出先　竹の塚北保育園

組　　氏名

※　足立区医師会会員の医療機関へお願い
インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症と診断した際は、医療機関にて太枠部分の記入（文書料無料の扱い）にご協力をお願いいたします。

※　医療機関へ様式の持参をしていなかった場合や足立区医師会会員ではない医療機関を受診した場合は、太枠部分についても保護者が記入してください。

診断名（該当するものに○）	インフルエンザ　（A型　・　B型　・　不明） 新型コロナウイルス感染症
診断した医療機関名 （医療機関で記入の場合、ゴム印等の押印可）	
受診した日	年　　月　　日　（　　）
発症した日 ※インフルエンザの場合は発熱した日 ※コロナ無症状の場合は検査した日	年　　月　　日　（　　）

発症からの日数	0日目（発症日）	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月日	／	／	／	／	／	／	／	／	／
その日の最高体温									
解熱した日 症状軽快した日 （○を記入）									

※　裏面の参考「出席停止期間の基準」を確認し、基準を満たしていれば下記にチェック☑を入れてください。

【インフルエンザ】

□　発症後５日を経過しました。

□　解熱した後２日（乳幼児は３日）を経過しました。

【新型コロナウイルス感染症】

□　発症後（無症状の場合は検査日から）５日を経過しました。

□　症状が軽快して１日を経過しました。

上記２つの基準を満たし、集団生活に支障がない状態ですので、＿＿年＿＿月＿＿日より登校・登園・登室を再開します。

保護者氏名（自署）

足立区教育委員会　足立区医師会と協議済（令和５年６月より運用開始）

【インフルエンザ出席停止期間の基準】

- **発症した後５日**を経過し、かつ**解熱した後２日**（**乳幼児については３日**）を経過するまで。
- 網掛け部分は出席停止の日。

		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	**5日目**	6日目	7日目	8日目
学校・学童室	例1	発熱	発熱	**解熱**	解熱後1日目	**解熱後2日目**		登校再開可能	→	→
	例2	発熱	発熱	発熱	**解熱**	解熱後1日目	**解熱後2日目**	登校再開可能	→	→
	例3	発熱	発熱	発熱	発熱	**解熱**	解熱後1日目	**解熱後2日目**	登校再開可能	→

		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	**5日目**	6日目	7日目	8日目
就学前施設	例1	発熱	発熱	**解熱**	解熱後1日目	解熱後2日目	**解熱後3日目**	登園再開可能	→	→
	例2	発熱	発熱	発熱	**解熱**	解熱後1日目	解熱後2日目	**解熱後3日目**	登園再開可能	→
	例3	発熱	発熱	発熱	発熱	**解熱**	解熱後1日目	解熱後2日目	**解熱後3日目**	登園再開可能

就学前施設・・・幼稚園・認定こども園・認可保育園・小規模保育施設・認証保育所・保育ママ

※　解熱した後も呼吸器症状（咳・鼻水等）が続く場合は、主治医の診察を受けてから登校・登園・登室してください。

【記入例】インフルエンザ　※例1の場合2/7から、例2の場合学校・学童室は2/7から、就学前施設は2/8から出席可能

発症からの日数	0日目（発症日）	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月日	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	／
その日の最高体温	38.6	37.9	37.8	36.5	36.2	36.2	36.5	36.4	
解熱した日症状軽快した日（○を記入）			○ 例1	○ 例2					

例1　2/3朝熱があったが、午後熱が下がった（平熱になった）場合

例2　2/3就寝時まで熱があったが、2/4起床時熱が下がっており、その後発熱はない場合

注意！解熱した当日だけ○をつけてください（例1か例2どちらかになります）。

【新型コロナウイルス感染症出席停止期間の基準】

- **発症した後５日**を経過し、かつ**症状が軽快した後１日**を経過するまで。
- 無症状の場合は、検査日から５日を経過するまで。
- 網掛け部分は出席停止の日。

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	**5日目**	6日目	7日目	8日目
例1	発症	症状継続	症状継続	**症状軽快**	**症状軽快後1日目**		登校登園登室再開可能	→	→
例2	発症	症状継続	症状継続	症状継続	症状継続	**症状軽快**	**症状軽快後1日目**	登校登園登室再開可能	→
例3	無症状検査陽性	無症状	無症状	無症状	無症状	無症状	登校登園登室再開可能	→	→

※無症状で検査陽性の後、発症した場合は、改めて医療機関へ受診するとともに、登校・登園・登室について相談してください。

【記入例】新型コロナウイルス感染症　※例１の場合２/７から、例２の場合２/８から出席可能

発症からの日数	0日目（発症日）	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月日	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	／
その日の最高体温	37.6	37.7	36.5	36.6	36.4	36.5	36.3	36.4	
解熱した日症状軽快した日（○を記入）				○ 例1		○ 例2			

主な症状（熱だけでなく咳・鼻水・のどの痛み等）が軽快した日に○をする

注意！症状が軽快した日だけに○をつけてください。

薬については保護者の方から様々な要望がありますが、お子さんの薬は原則として保育園ではお預かりできません。
病院を受診する際には、医師に保育園に通っていること、原則として保育園は薬を預からないことを伝え、家庭で与えられるような処方（例　①朝晩２回飲む薬　②1 日３回でも時間をずらして飲む薬）が可能かどうか相談してください。

食物アレルギーや熱性けいれん、てんかんなど、やむを得ず薬が必要と認められた場合以下の点についてご理解、ご協力をお願いいたします。

1. 薬はお子さんを診察した医師が今の症状に対し処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限ります。保護者の方が個人的な判断で持参した薬や市販の薬はお預かりできません。
2. 必要な書類
   ①　医師からの指示書　②保護者記入の与薬依頼票　③薬確認票が必要です。
   医師から指示書、保護者記入の与薬依頼票については薬の量や種類に変更がある場合や指示の期間を超える場合はその都度提出となります。また年度ごとの提出が必要です。薬剤情報提供書も添付してください。
3. 初めて使用する薬はお預かりできません。病院において、またはご家族でお子さんが一度使用したことのある薬が基本です。
   特に座薬の使用については医師からの具体的な指示書を提出してください。なお、使用した場合は速やかなお迎えをお願いします。
4. 「熱が〇〇度になったら……」「発作が起こったら……」というように、症状を判断してあたえなければならない場合は保護者の方の判断が必要なため、その都度保護者の方に確認の連絡を入れることになります。連絡が取れない場合は対応できません。
5. 持参する薬について
   ①　薬については「薬確認票」を添付してください。
   ②　使用する薬は 1 回分ずつに分けて、当日分のみを持参してください。
   ③　袋や容器にお子さんの名前を記入してください。
   ④　必ず職員に手渡しをしてください。
   ⑤　薬の空袋・容器は、確認の意味でそのまま保護者にお返しします。
6. 薬の終了時について
   薬が必要でなくなった場合は、与薬終了届を提出して頂きます。

別途

1. 気管支拡張剤（テープタイプ）が必要な場合、テープにお子さんの名前を記入し、衣服の脱着で取れないように上から絆創膏等のテープを貼ってください。また、貼っている旨を必ず登園時に保育士にお伝えください。なお、貼っている時には、水遊び、プール遊びは不可となります。虫よけパッチ等のテープも同様の扱いとなります。

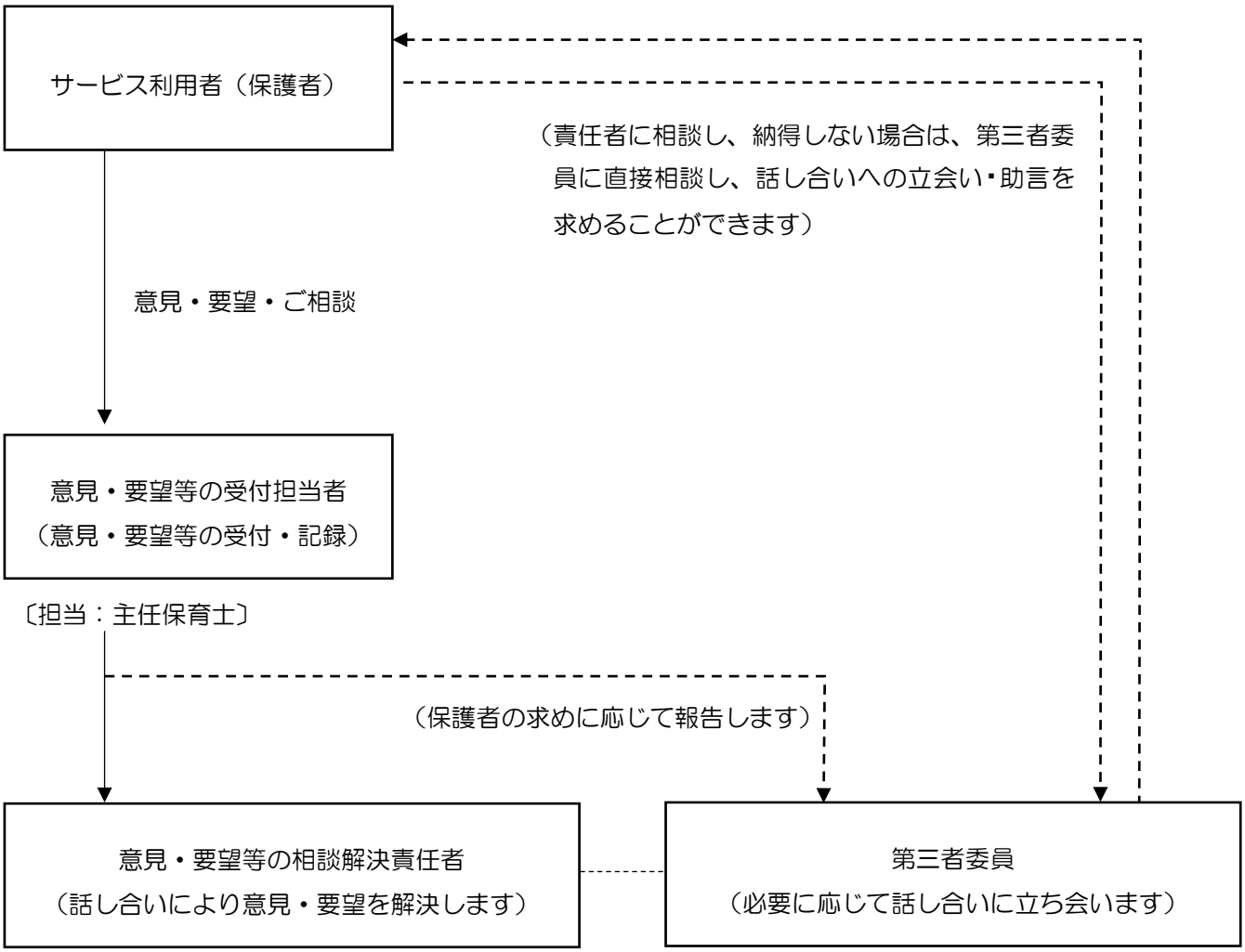
2. 虫よけスプレー等は、保育園では使用しませんので、お家でお子さんや衣類（着替えにも）にしっかり虫よけ対策をし、肌のケアをしてから登園してください。

ご意見・ご相談・ご要望対応窓口の設置

◇乳幼児期は人間として育つ最も大切な時期です。この人格形成の大切な時期を家庭と保育者が信頼関係を確立して、共に育児を進めていくことが大切です。

保育園では保護者からのご意見・ご相談・ご要望を受け付けていますので、何かございましたら、保育園にご相談ください。

また、すみやかな解決に社会性や客観性を確保し、保護者の立場や状況に配慮した適切な対応を図るために、第三者委員を設置しています。



〔苦情解決責任者： 園長 〕

〔第三者委員〕

○清水　良江
　電話番号：070-1261-0321
○森屋　澄子
　電話番号：090-9370-8857
※受付時間　9：00～17：00

プライバシーを守るために

◆保護者の電話番号等、個人情報は公開していません。

◆第三者の方による保育の状況、そして、保護者やご家庭についての問い合わせには応じません。

人権尊重

・児童憲章、児童福祉法に基づき、個々を尊重しながら保育を展開していきます。
・こどもの身体的苦痛や人格を辱めることなどがないよう保育を実施いたします。

プライバシー保護

・こどもの着替え、排泄などプライバシーを配慮して行います。

個人情報の保護について

竹の塚北保育園では、「社会福祉法人三樹会　個人情報保護規定」に基づいて個人情報の取り扱いには細心の注意を払います。個人情報の取り扱いにあたっては利用目的を特定して予め保護者の同意を得て、利用目的を変更する時はあらためて保護者の同意を得てから行います。

園行事で、映した動画や写真の取り扱いはご配慮いただき、SNS などへの使用は避けてください。

「社会福祉法人三樹会　竹の塚北保育園における個人情報保護について」

※36～37 ページ参照

その他

（１） 保護者間の個人情報の使用について
保護者同士で情報を交換する場合は目的を明確にし、事故のないようにご注意ください。
名簿作成やアドレス等の交換については保護者間の同意を得てください。

（２） 保護者間の個人情報の適正な管理
自身の子以外のお子さまの情報や写真、行事等の写真やビデオを該当する保護者の同意を得ずに SNS 等に掲載しないでください。



社会福祉法人三樹会　竹の塚北保育園における個人情報保護について

社会福祉法人三樹会ならびに竹の塚北保育園は、園児および保護者・家庭に関する個人情報の取扱いについて『個人情報の保護に関する法律』（以下『個人情報保護法』と呼ぶ）及び関連法令等を遵守し、下記の方針に基づいて個人情報の保護に努めます。

＜基本理念＞

1 竹の塚北保育園（以下「当園という」）では、『個人情報保護法』第三条において「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえて、個人情報を取り扱う全ての者が、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取り扱いを図ります。

＜個人情報の利用目的＞

2 当園では、保護者よりロ頭もしくは文書により提出を受けて得た個人情報、また日々の保育業務を通し得た個人情報を『児童福祉法』及び厚生労働省編『保育所保育指針』が示している保育所保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。

3 監督官庁への各種届出、法律に定めるところの必要書類作成、各種募集など、情報主体の利益享受及び権利の行使に必要と認められる場合は、正当な目的に限り使用します。

4 利用目的

① 園児の保育サービス事業を提供していくうえで必要なため
② 園児に関わる保育計画等の立案や円滑な保育サービスを提供していくために実施する職員会議等への情報提供のため
③ 保育内容の質を向上させていくための会議等において個々の情報を必要とするため
④ 公的機関、医療機関等との連絡調整や嘱託医の意見を求める必要のある場合
⑤ 園児の健康状況、生活状況を把握し健康、安全な生活ができる環境を提供するため
⑥ 乳幼児などの保育に関する相談に対し、助言、指導が必要な際の情報提供のため
⑦ 園児の安全かつ発育、発達に即した食事提供のため
⑧ 会計・経理等保育園の管理運営上必要な場合
⑨ 園のホームページ及びパンフレット掲載の写真使用(施設利用期間に準じない)
⑩ その他のサービスの提供及び広報活動で必要な場合(施設利用期間に準じない)
⑪ 上記各号に関わらず、緊急を要するときの連絡等の場合(卒園後も含む)
⑫ 転園先または兄弟姉妹が在籍する小学校や他の特定保育・保育施設等との連絡調整や地域子ども子育て支援事業者等を行う者、その他の機関（警察、児童相談所等）から子どもに関する情報を求められた場合

＜収集する個人情報の種類＞

5 当園では園児を保育するにあたり、児童票・家庭調査票・健康診断記録（票）・緊急連絡調査票・勤務証明書など必要最低限の情報は収集させて頂きます。

6 個人情報の提供を依頼する時は、その収集目的、提供拒否の可否を明確にし、適正に使用します。

＜個人情報の第三者への提供の制限＞

7 当園では『個人情報保護法』第２３条に規定されている下の各号の該当する場合を除いて、保護者の同意を得ないで第三者に個人情報（個人データ）を提供することはありません。

8 ① 法令に基づく場合（統計調査・「保育所児童保育要録」等）

② 人の生命、身体または財産の保護の為に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
（事故の際の安否情報など）

③ 公衆衛生の向上または園児の健全な育成の推進の為に特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
（児童虐待情報など）

④国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合（犯罪捜査の協力等）

＜個人情報の管理＞

9 当園は、利用する個人情報(個人データ)を正確かつ最新に保つように努めるとともに、漏洩滅失、または毀損の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、利用目的を失った個人情報については、法令等に定めのあるものを除き、確実かつ速やかに消去するものとします。

＜個人情報の開示・訂正・利用停止・消去＞

10 当園は、保護者がその子ども、その家庭および自身の個人情報(個人データー)の開示・訂正・利用停止・消去を求める権利を有していることを十分に認識し、これらの要求がある場合には、法令に従って速やかに対応します。

なお、苦情についても適正に対応します。

11 開示には、本人（保護者）確認させていただきます。

＜個人情報の開示の範囲＞

12 当園の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合は、非開示とします。

＜個人情報の使用＞

13 当園は、当園発行のパンフレット、ホームページなどへの個人情報の使用に際しましては、掲載されている方の安全に留意するとともに、情報主体の方の意見を尊重し、使用制限の申し出があった時は、合法的な方法、範囲で対応を行います。

＜個人情報の保護の安全管理措置＞

14 お預かりした個人情報は、当園の規定に沿って全職員に周知徹底し、安全に管理するよう努めております。職員やその関係者は、職務上知りえた個人情報に対して、就業中はもとより離職後も含め守秘義務を厳守致します。

＜個人情報保護体制の継続的改善＞

15 当園は、この「竹の塚北保育園における個人情報保護方針」を実行するため、職場内研修・教育の機会を通じて全職員に周知徹底させて実行、かつ継続的に改善することによって常に最善の状態を維持します。

＜附則＞

この方針は 2012 年 4 月 1 日より実施します。

この方針は 2019 年 4 月 1 日より実施します。

この方針は 2021 年 4 月 1 日より実地します。

社会福祉法人三樹会　竹の塚北保育園バスの乗車について

社会福祉法人三樹会　竹の塚北保育園では遠足及び保育中の移動等で、ミルキーウェイ園バス
または、レンタルバス・車に乗る場合があります。（保険加入済み）
乗車の際は、保護者の方の同意が必要になります。
乗車に同意されない場合には、園内保育となりますのでご了承ください。

家庭へのお願い



【登・降園】

〇遅刻、欠席のご連絡は、９時までにお願いします。

〇車での送迎の際は近隣のパーキングをご利用ください。路上駐車・園舎前の道路への駐車はおやめ下さい。近隣の迷惑となり、また登降園する園児に危険が及びます。苦情が出ている

〇危険防止のため門・扉の開閉は、保護者が行い、付近にいるお子さんには十分に気をつけ速やかにお閉め下さい。また、必ず扉を閉めたことをご確認ください。長時間開いていますと、事務所でアラートが鳴りますのでご承知おきください。他の人を待たずに閉める

〇登園時までに、コドモンの『連絡帳』（さくらんぼ・いちご・みかん組は保護者からの連絡欄、幼児組は検温）を必ず入力してください。

〇お迎えの方が予定と変わる場合には必ずご連絡下さい。（連絡がない場合は引き渡せません。）

※初めて来られる方には、身分を証明するものを持参いただき確認させていただきます。

※高校生未満のお迎えは、原則として認められません。

〇園でお子様が体調不良になった時や暴風雨、その他の災害の時は、早くお迎えをお願いすることがあります。

〇お迎え後は、園児が園庭遊具で遊ぶことなく速やかに降園して下さい。また、門を出るときは、お子さんと手をつないでください。

〇園からの連絡〔コドモン、プリント類〕は、必ず目を通して提出を必要とするものなどは期日を守って下さい。

〇7：00～7：29 及び 18：31 以降のお迎えの方は職員玄関から入り、必ずコドモンの打刻を押してください。（防犯対策の為、正門は 18：30 分で施錠します。）

【健　康】

〇毎朝、必ず検温をしてから登園してください。

お子さんの様子がいつもと違う時には、必ず登園時に直接口頭で保育士にお知らせください。

なお、保育中に発熱したり、体調が悪くなったりしたときはすぐご連絡します。

〇具合の悪いときは無理をさせないようにしましょう。感染症の疑いがある場合は、登園を見合わせ、必ず受診してください。



〇早寝、早起き、朝ごはんの習慣をつけましょう。

〇排便は、できるだけ朝するように習慣づけていきましょう。

〇疾病の集団発生を未然に防ぐため、予防接種を受けましょう。

【服　装】

〇動きやすく、脱ぎ着しやすく、清潔なものを着せましょう。

〇靴は足に合ったサイズで、歩きやすいものを履かせましょう。

【しつけ】

〇子どもは友達とかかわり合ってあそぶ中で、様々なことを学びます。思いどおりにならないことからのトラブルも、大切な経験だということをご理解ください。

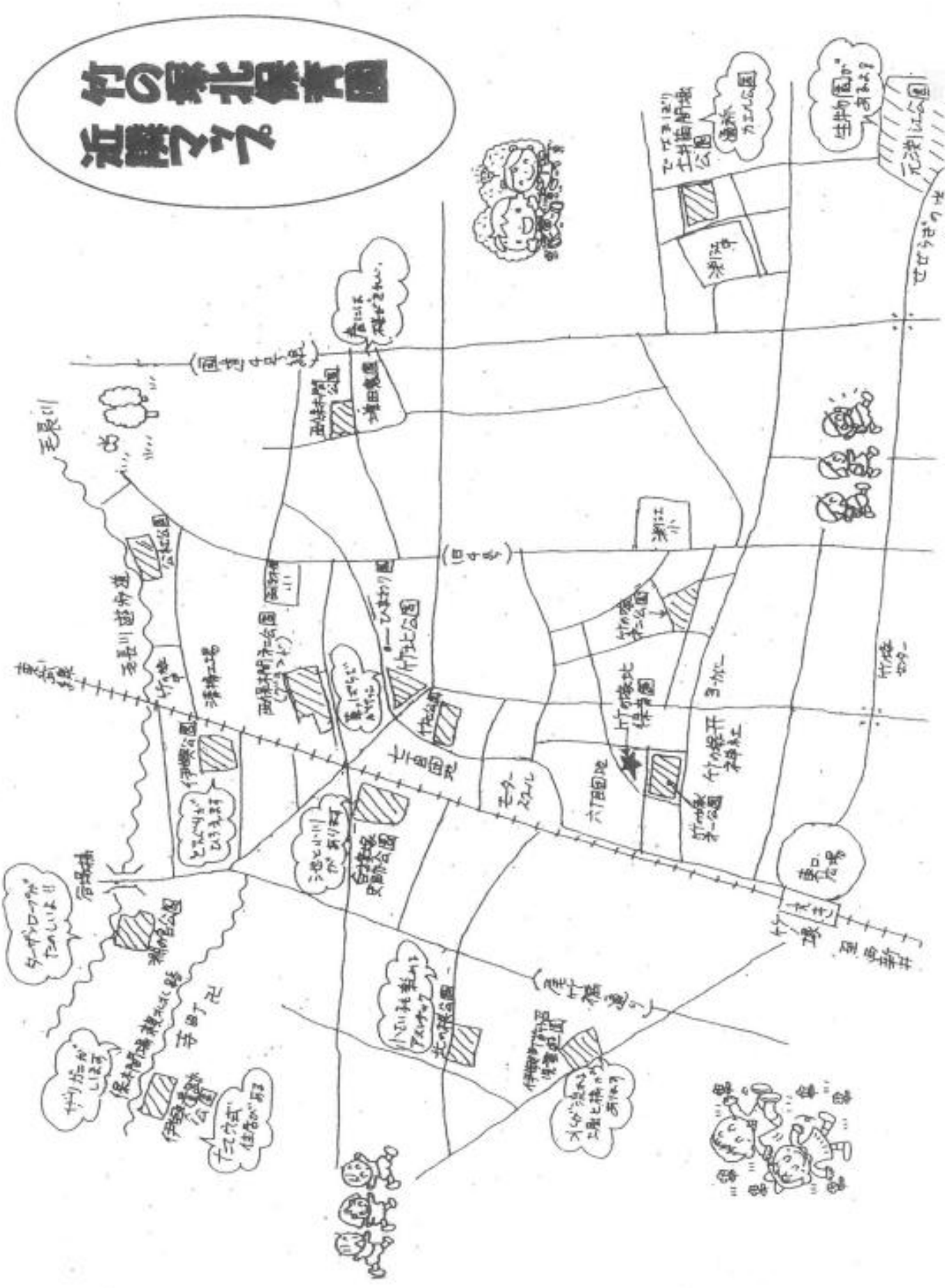
〇子どもができることは、自分でするように習慣づけましょう。

【その他】

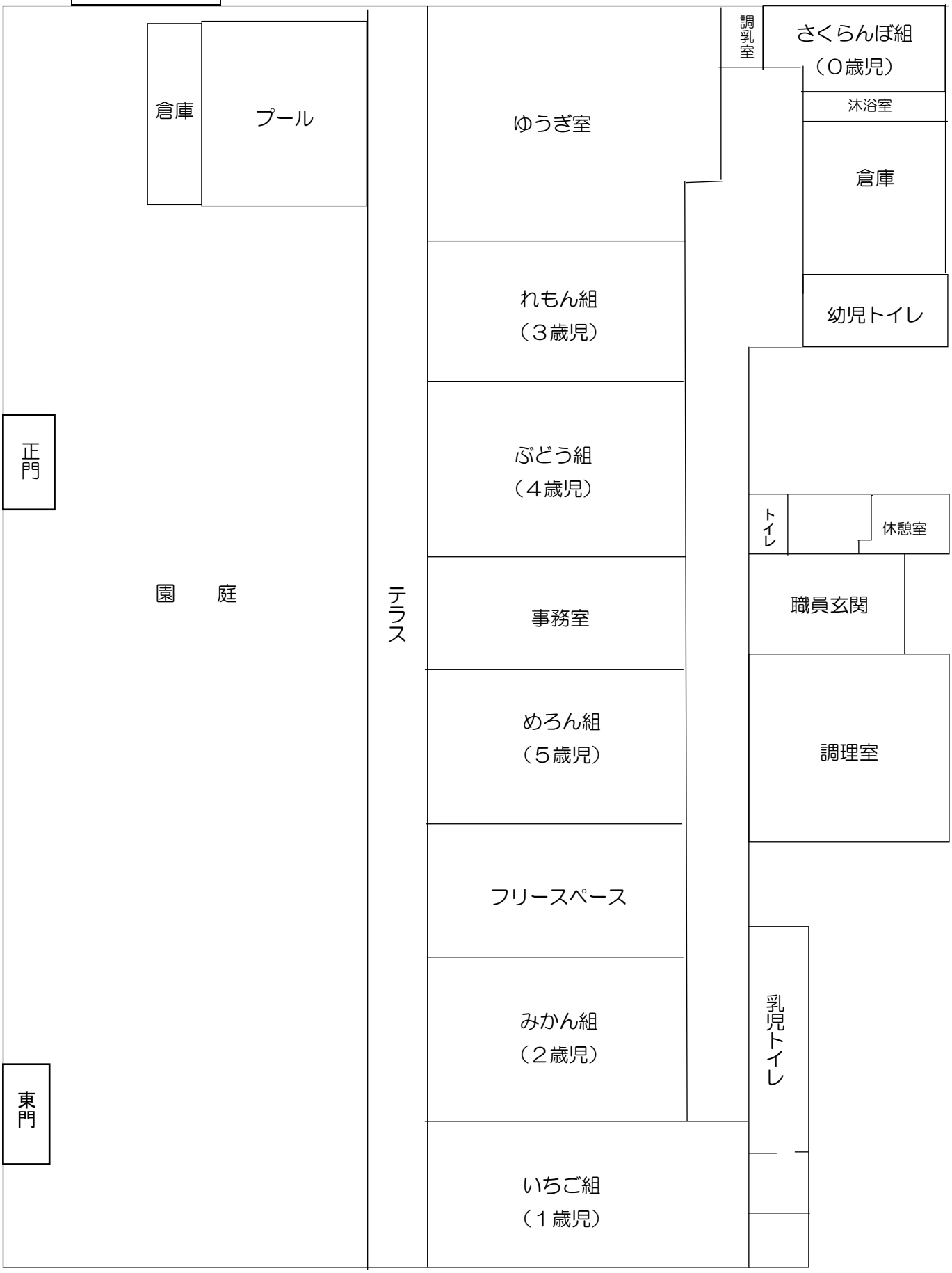
〇持ち物には、すべて名前を書いてください。

〇保育時間中の電話による担任保育士の呼び出しは、ご遠慮ください。

＊園内、園庭ではお子さんから目を離さないように。コットシーツの取り外しの際も。写真販売は保護者会が特定の行事について行っている。



園　舎　図


倉庫
プール
ゆうぎ室
調乳室
さくらんぼ組
（０歳児）
沐浴室
倉庫
れもん組
（３歳児）
幼児トイレ
ぶどう組
（４歳児）
正門
トイレ
休憩室
園　庭
テラス
事務室
職員玄関
めろん組
（５歳児）
調理室
フリースペース
乳児トイレ
みかん組
（２歳児）
東門
いちご組
（１歳児）

